

# 113

## 秋季号

### 中小企業経営シリーズ

## 新「会社法」と中小企業経営③

代表 小島 昇

前回に引き続いて「会社法」が経営に与える影響を中心としてご説明をしたいと思います。

一、株券を発行しないことができません

旧商法では、株券は有価証券として自由に流通できることを原則としていたために、たとえ株主から株券不発行の届出書をもらっても、株主の請求があれば株券は発行しなければならないこととされています。

会社法では、株式会社の株券は原則として発行されないことになりました。したがって、株式の譲渡をした場合、譲渡人と譲受人は共同して、取得した株式にかかる名義人等を株主名簿に記載することを株式会社で請求することになります。その場合、株式の譲渡に

ついて定款に譲渡制限を置いていた株式会社の場合は、その承認のための取締役会等の決議が必要になります。

なお、株券を発行する旨の定款の定めをおいている場合（会社法施行日以降定款変更していない株式会社は原則としてこの定めがある）とみなされています。その株式を譲渡するためには株券を交付しなければならなくなり、株券を所持している者はその株式の正当な権利者とみなされます。そのため、株式を勝手に譲渡さ

れたくない会社は定款の株券を発行する旨の記載を削除しておく必要があります。

二、株式の譲渡制限をつけるメリットデメリット

小規模な同族会社は、株主を人的に信頼関係のある者に限定したことの要請により、「株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない」と定款で定めることができます。

この承認機関は、定款で定めることにより株主総会や代表取締役等とすることもできます。

ただし、譲渡制限を付している会社の株主がこの承認を得ずに行つた譲渡でも、当事者間では有効です。その場合会社としては、その譲渡を認める、他の譲受人を指定する、会社が買い取るかのいずれ

かの選択をしなければなりません。このように、譲渡制限を付しても完全に株主の譲渡の権利を奪うわけではありませんが、少なくとも会社にとってふさわしくないものが株主になることを防ぐことはできます。

一方、譲渡制限を付すことにより、その会社の株主はその株式を売却しにくくなりますので、同族関係者以外の人に株式を保有してもらいにくくなります。ただ、実際問題として上場会社でない限り株式はそう簡単に売れるものではありませんので、譲渡制限がなくとも同じかもしれません。

したがって、上場準備に入っている会社や、相当の規模を持ち、多数の株主がいる会社以外は、一応譲渡制限を付しておくほうがよいでしょう

### 同族会社の役員給与の損金不算入

平成一八年度の税制改正では、役員給与について大幅な改正があ

りました。その中で、同族会社の役員給与について損金算入に制限

が新たに加えられました。今回はこの同族会社の役員給与に対する

損金算入額の制限制度についてご説明いたします。

この制度は平成一八年四月一日以後に開始する事業年度からの適用となります。

事業年度終了時において、次の

①と②の両方の条件に該当する場合には、代表役員に対して支給する給与の額のうち給与所得控除相当額は損金の額に算入されず、税金が課されます。

- ① 同族会社の代表役員及びその親族等が発行済株式総数の九〇%以上の株式を有していること
- ② 代表役員及びその親族等が常勤役員の過半数を占めていること。

ただし、次の事業年度についてはこの規定は適用されません。

- a 事業年度開始前三年以内に開始した各事業年度（以下、基準期間）の所得金額又は欠損金額及び代表者の給与額などを基礎として計算した金額の平均額（以下、基準所得金額）が年八

百万円以下である事業年度。b 基準所得金額が年八百万円超かつ三千万円以下であり、かつ基準所得金額に占めるその代表者に対して支給する基準期間の給与の平均額の割合が五十%以下である事業年度。

役員給与の損金不算入要件に該当した場合に課税対象となる給与所得控除額とは、次に掲げる場合の給与額の区分に応じてそれぞれ次の算式によって計算した金額を言います。

- ① 六五万円以下 給与の全額
- ② 六五万円超一八〇万円以下 給与額×〇・四（最低六五万円）
- ③ 一八〇万円超三六〇万円以下 給与額×〇・三十一八万円
- ④ 三六〇万円超六六〇万円以下 給与額×〇・二五五万円
- ⑤ 六六〇万円超一千万円以下 給与額×〇・一+一二〇万円
- ⑥ 一千万円超 給与額×〇・〇五+一七〇万円

法人税と地方税の合計税率は約三割～四割です。単純な計算ではあ

りますが、先の算式で求めた給与所得控除額の三割～四割がこの制度により増加する税額となります。

また、この制度に該当する場合は、代表者が複数の会社で代表役員を兼ねている場合には注意が必要です。この場合において損金不算入額を計算するときは、対象となる給与をすべて合算し按分計算を行って算定するという有利な方法を利用する事ができます。

もし、このケースに該当する場合には、決算を行う会社以外で代表役員を兼ねている会社から支給を受ける給与額についても申告調整を行う上で必要となりますのでお知らせください。

この制度を回避する方法は二つあります。一つは、常勤役員の半数以上を代表役員及びその親族等以外の者で占めること。もう一つは、代表役員及びその親族等の持株割合を九〇%未満にすることで、持株割合を減らすには、現在持っている株式を第三者に譲渡することや、増資を行って第三者に新たに株式を発行する方法があります。

しかし、この制度を逃れる目的だけで闇雲に役員を増やすことは望ましくありません。従業員の間のバランスを考え、不満等がない人事を検討する必要があります。また、従業員を役員にした場合には、賞与を支給しても課税される場合があるなど税務上の問題も生じます。

それなら保有株式を知合いに売却しようとする方もいらっしゃると思いますが、株式を保有する者には当然に会社の決算書を開示する必要があるほか、次のような株主の権利が与えられます。

その権利とは、配当を受ける権利、残余財産の分配を受ける権利、株主総会における議決権があります。また、保有する議決権の割合が異なります。例えば、議決権の三%以上保有している株主には、会計帳簿閲覧請求権や役員解任請求権などが与えられています。株式を第三者に譲渡する場合には、譲渡する相手や、議決権の割合を考えて行う必要があります。株式を譲渡する場合には株式の値段も問題になります。親族等以外

の第三者が会社の株式を購入する場合には、配当金額などを基に実際の価額より安く購入できません。しかし、将来買い戻すためには、購入時の会社の純資産額などに基づいた価額で買う必要があります。

場合によっては思いもかけない高額な値段になることもあります。役員数や持株割合での対策を行うことができず役員給与の損金不算入要件に該当する場合には、代表役員の給与を減額することで損金不算入額を抑えようと思案するケースも考えられますが、それと同時に親族等へ減額分の付け替えを行うことは認められない可能性がきわめて高いと思われま

す。役員給与については、今回取り上げたもの以外にも大きく改正が行われております。給与に係る改正ということいろいろとご質問があるかと思えます。詳しくは弊所担当者までご連絡ください。 文責 渡邊 暢暁

## ITを経営に活用する五つのヒント

IT (情報技術) への欲求や技術は、計算機としての効率化や人員削減等の合理化の道具としての活用段階を終え、ビジネスの仕組み (モデル) さえ変える戦略的な道具としての活用段階にきています。

五、フルブルーフ (無知でも利用) 可能か?

一、自社の情報システムの構築やコンピュータ導入は誰に頼むのか?

一、自社の情報システムの構築やコンピュータ導入は誰に頼むのか?

改めて自社にとって最適な委託先をどこにするのか? 自力で調達から導入、構築をやるのか? 専任部署をもたない中小企業にとって

改めて自社にとって最適な委託先をどこにするのか? 自力で調達から導入、構築をやるのか? 専任部署をもたない中小企業にとって

経営者として IT 活用の浦島太郎とならないためにも、上手な IT 活用に至る道として 5 つの疑問に答えるという想定でご提示してみたいと思います。

経営者として IT 活用の浦島太郎とならないためにも、上手な IT 活用に至る道として 5 つの疑問に答えるという想定でご提示してみたいと思います。

一、自社の IT 構築は誰に頼むのか? 二、IT 投資はいくらしたらよいか? 三、セキュリティ対策はどの程度すればいいのか? 四、予防型か対処型か? (障害対処や成長に合わせた更新)

一、自社の IT 構築は誰に頼むのか? 二、IT 投資はいくらしたらよいか? 三、セキュリティ対策はどの程度すればいいのか? 四、予防型か対処型か? (障害対処や成長に合わせた更新)

一、自社の IT 構築は誰に頼むのか? 二、IT 投資はいくらしたらよいか? 三、セキュリティ対策はどの程度すればいいのか? 四、予防型か対処型か? (障害対処や成長に合わせた更新)

一、自社の IT 構築は誰に頼むのか? 二、IT 投資はいくらしたらよいか? 三、セキュリティ対策はどの程度すればいいのか? 四、予防型か対処型か? (障害対処や成長に合わせた更新)

ングをしてくれる委託先を選ぶことが、失敗しない IT 活用の基本といえます。

但し、ハードウェアやソフトウェアを作るメーカーは、使用許諾契約で、不良品のみ交換は保証してくれても、結果責任の回避をしているのが一般的です。

このことは、有効に機能し、実際に活用時の成果を前提に投資する側にとって、理解しておくべきリスクです。

活用時の成果重視であれば、システムインテグレータを選択することを勧めます。システムインテグレータは、様々なメーカーの中から自社の目的にあった適正価格のハードウェアやソフトウェアを利用した構築をし、導入後の活用支援を通して成果の達成をサポートしてくれることが期待できます。

二、IT 投資はいくらしたらよいか? IT 投資は、会社が存続し続ける限り何らかの形で続ける必要があるでしょう。IT の活用に至るまでには、IT 設備の整備段階、

二、IT 投資はいくらしたらよいか? IT 投資は、会社が存続し続ける限り何らかの形で続ける必要があるでしょう。IT の活用に至るまでには、IT 設備の整備段階、

情報の共有段階、情報の活用段階などと、大きく三段階あります。投資金額は、その段階によって異なります。まず、自社のどの段階にいるか把握することからはじめましょう。

会社の規模や成長過程により、設備の規模や共有する情報量も人数も変わります。また、IT を経営に生かす当事者としての戦略も進化し続けます。活用に至る道には、その進化に合わせて、IT 設備に

対する増強が必然となるのです。投資額の目安ですが、国内の IT 投資動向調査 (ITR: 2005 末) では、売上高に占める IT 投資の割合は一・三%、五・二%程度です。もちろん業種等によってかなりばらつきはあるでしょうが、重要なことは、年間の予算をしっかりとたて、それに見合った目標の設定、実施、効果測定、実施改善をすることでしょう。

三、セキュリティ対策はどの程度すればいいのか? セキュリティ (安全) 対策は大

三、セキュリティ対策はどの程度すればいいのか? セキュリティ (安全) 対策は大

三、セキュリティ対策はどの程度すればいいのか? セキュリティ (安全) 対策は大

変重要です。しかし、特に漠然とセキュリティを買うといっても、何を買いえばいいのか、どこから手をつければ、セキュリティを確保できるのかまったくわからないという方がほとんどでしょう。

セキュリティについては、経済産業省からガイドラインが公開されています。

ガイドラインには、自社にあったポリシーの確立と手段としての IT 活用が示されており、怠ることによって重大な結果を招くことを理解されることをお勧めします。特に企業間の取引において、

セキュリティに対する正しい認識と IT 設備状況によって受注機会との差別化が起きてきています。セキュリティは、顧客へのアピールとしても重要となっています。

四、予防型か対処型か? (障害対処や成長に合わせた更新)

四、予防型か対処型か? (障害対処や成長に合わせた更新)

うまでもありません。しかし、ITの導入後、利用中にトラブルが起きたときだけ対応してくれる保守契約ですと、大きな実務上の損失を受ける可能性がある事を忘れてがちです。

ITの活用度に応じて起きる、機能や容量不足によるトラブルも同じです。

例えば、突然発病した病気を対症療法のみで直すのはコスト高状態になります。休みのロス（損失）まで考えると測りしれません。病気も日頃の検診などの予防措置と、初期段階の処置で大きな病気にならないようにするほうが安上がりです。

IT活用の基盤となるコンピュータやネットワークには、定期的な検診と、障害が起きないように未然に防止する処置をお勧めします。健康状態を維持し続けることが、一番安上がりなのです。

IT活用の基盤となるコンピュータやネットワークには、定期的な検診と、障害が起きないように未然に防止する処置をお勧めします。健康状態を維持し続けることが、一番安上がりなのです。

五、フルプルーフ（無知でも利用可能）か？

ITは、残念ながら無知では利用できません。ITの活用の手足ともいえるPCは、学校の授業で習わなかった世代にとって、未知の道具でありながら、仕事場では、使えて当たり前の道具となりました。SF的に、人の間違いさえ指摘する、自身で考え自立したコンピュータはいずれ出てくるにしろ、いまだにありません。正しい動きをさせるのも、間違った動きをさせるのも、全て利用者の操作の結果です。

無知であるがゆえに失敗から学ぶ知識もありますが、偏った経験的な知識ではなく、きちんとした基礎は、学習結果の確認も含め行っておく必要があります。

ITの知識を向上するには、本屋でやさしそうな本を買ってみるのもよい方法ですが、受講しやすく且つ、成果を確認・管理しやすい道具として、e-Learningの活用をお勧めします。

ITアドバイザー 株式会社日本電脳相談 代表取締役 平島 一

### お知らせ

今年も年末調整の時期が、近づいて参りました。千代田国際事務所に計算を委託している会社は、早めに生命保険料の控除証明書、その他の必要な書類を準備の上、担当所員にお渡しください。

### 千代田国際公認会計士共同事務所 業務内容

- 1. 税務相談、税務申告書作成
- 1. コンピュータによる帳簿作成、給与計算  
その他の情報処理
- 1. 経営相談、会社の設立増資等の相談
- 1. 法定監査、任意監査

## 朗明実誠

小乗・大乘

何とも世知辛い世の中……

という言葉を耳にする。吉原雑話にも「近年は人の心世知辛くなりてより」とあるが、この言葉は何時の世も付きまとう。因みに世知辛いの解は、抜け目がなく打算的（ださんてき）で、又世渡りが難しく思うようにいかないなどだ。もともと世知は世渡りの知恵を意味するから勘定高いや打算が含まれる。仏教では俗世間の知恵を意味し、世間智の略という◆「世渡りの知恵」と一口でいっても解釈の幅は広い。人付き合いから始まって、い・とこどりや生き抜くための要領などなど。そう考えるとやはり個人欲につながるものだ。仏教で俗世間の知恵を意味するというのが分かるような気がする。ところが、個人の欲の高まりは止まることを知らない。それが個人の良き成長であり経済の発展にも寄与する成長欲がらみならよいのだが、個人だけの、個人のためが多くなる

から世知辛くなる。しかし、個人欲高まるほどに徳下がりとなり川柳をかましてみたが、この欲ばかりは休み休みにしてあまり高めつづけないほうがよさそうだ◆さて、表題の小乗と大乘だが、仏教では、小乗仏教と大乘仏教に分けられ、大乘仏教は自分一人の悟りを目指すのではなく、他の人々の悟りと救済のために働くべきという。小乗仏教とは、自分だけの悟りで個人的救済を目指す保守的仏教という。それは小さな乗り物といわれる◆中間はないのだろうか？と思ってしまうがそれは別として、事業主はおそらく大乘仏教の考え方に位置するのだろうか。格差を付けるつもりはないが、考え方としてはそうあるべきだろう。それでは、雇われる側は小乗か？となるとそうは言いたくない。家族の柱であれば、また職場の後輩がいれば大乘でなくてはならない◆視点を変えさまざまな角度で自分を見直した時、保守的な個人欲は開け開放感と存在感が生まれてくる。

作家 さくら・草五郎